○農林水産省告示第千六百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　沖縄県八重山郡竹富町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　潮害の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県庁及び竹富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字小野字ハヤマ四三六六、四三七〇、字宇曽迫四三八二の一、四三八七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ハヤマ四三七〇（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村大字杉清六三の四・六三の五（以上二筆国有林）、三一、六三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字杉清六三の四・六三の五（以上二筆国有林）、三一・六三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県中津市耶馬溪町大字大野字源六無田三一八五・三二一一・三二一七・三二一九・三二二〇の一・三二二〇の三・三二二〇の五・三二二〇の六（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、三一八八、三一九二、三一九四、三一九五、三一九八の一、三一九九の一、三一九九の三、三二〇〇から三二〇五まで、三二一二、三二一八、三二二〇の二、三二二〇の四、耶馬溪町大字川原口字立目広戸口一八七九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岡山県高梁市宇治町遠原字新田向二二一五、二二一六、二二二二の一、二二二四、二二六四、二二六五、字新田ノ向二二一七、字家ノ向二二一八、字大スリノ上二二二三、字神原隠地二二六六、字飯部渡り二二六七の一、二二六七の二、二二六八、字クロセ二二六九、字イノ辻二二七〇の一、二二七〇の二、字イノツジ二二七一、二二七二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木の伐採に係る伐採種は、定めない。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁並びに高梁市役所及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備